

令和8年6月1日

大分県宇佐総合庁舎一般廃棄物処理業務委託 に関する入札説明書

担当部局

大分県北部振興局 総務部 総務第二班

〒879-0454 宇佐市法鏡寺235-1

電話 0978-32-1170

大分県宇佐総合庁舎一般廃棄物処理業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年6月1日（月）

2 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 大分県宇佐総合庁舎一般廃棄物処理業務委託
- 2 履 行 場 所 宇佐市法鏡寺235-1（大分県宇佐総合庁舎）
- 3 契 約 期 間 契約締結日～令和11年6月30日（長期継続契約）
- 4 業 務 概 要 別紙仕様書のとおり
- 5 予定価格（月額） 23,845円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒879-0454 宇佐市法鏡寺235-1 大分県北部振興局総務部総務第二班
電 話 番 号 0978-32-1170
メールアドレス all1612@pref.oita.lg.jp

4 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札システム運用基準（物品・役務）による。

5 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、役務の提供等にて一般廃棄物処理の登録があること。
- (3) 宇佐市一般廃棄物処理業（収集運搬業等）の許可を有している者であること。
- (4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ

れる関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 入札の方法

入札に参加する者は、上記「5 入札参加条件」に掲げる条件を全て満たしている者並びに、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおける ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。

(1) 入札参加申請期間

令和8年6月2日（火）9時00分 から 令和8年6月9日（火）17時00分

(2) 入札金額の入力期間

入札参加承認を受けた日時 から 令和8年6月15日（月）17時00分

(3) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

(4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者用）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 入札金額は、消費税及び地方消費税額抜きの月額の金額を入力すること。

8 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年6月16日（火）9時00分

9 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、開札当日に行うので対応できるようにすること。

10 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項、入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用する。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。

16 質問の受付及び回答

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式 1）を次の(1)から(3)により提出すること。

- (1)提出先 上記「3 契約に関する事務を担当する部局の名称」で示す担当部局とする。
- (2)提出期限 令和 8 年 6 月 9 日（火） 17 時 00 分
- (3)提出方法 (2)に掲げる期限までに持参または電子メールで行うこととし、電子メールの場合は必ず電話により着信を確認すること。なお、質問票（様式 1）には、担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを漏れなく記載すること。
- (4)回答方法 質問に対する回答は、質問の提出を受けた日の翌日から起算して 4 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）に参加申し込みのあった者すべてに対して Eメールにより回答する。

17 契約書の作成

落札者決定の日から 7 日（土日祝日を算入）以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、提出すること。

また、別紙「課税事業者届出書」も同様に提出すること。

18 賃金スライド条項

本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。